

# 高知市里山保全条例に係る取組状況及び今後の取組内容

## 高知市里山保全条例に係る経過

背景

無秩序な乱開発や'98豪雨の土砂災害が開発区域に集中したこと等から、開発抑制を目的として制定（平成12年4月1日施行）。

基本理念

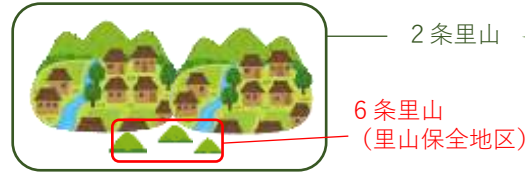
「里山が現在及び将来にわたり市民が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し、次に掲げる指針に従い、この限られた資源を将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。」

- ※指針
  - ・防災機能の確保、都市の生活環境の保全と回復
  - ・生物種の維持、自然循環の維持その他自然の多様性に着目した自然環境の保全と回復
  - ・地域の文化・歴史の学習・伝承の場として、市民参加を主体とした自然環境の保全と回復

里山の定義

・条例第2条で定義されている里山 = 「2条里山」  
市街地・集落及び農地周辺の山地斜面に成立している樹林の区域又は樹林と草地、農地、水辺地等が一体となって健全な生態系を構成している区域若しくは構成し得る区域

・条例第6条で定義されている里山 = 「6条里山（里山保全地区）」  
防災機能の確保、潤いと安らぎのある都市景観の形成、健全な生態系の保持、人と自然の豊かな触れ合いの確保又は歴史・文化の継承のために保全することが必要な里山を指定することができる。



- ・高知市里山保全協定協力助成金  
対象：協定を結んでいる土地所有者
- ・高知市里山保全事業補助金  
対象：ボランティア団体、市民活動、町内会、自主防災会、協定を結ぶ土地所有者等  
※土地所有者等以外の者であって、当該土地所有者等からその里山に係る公益的機能の保全等を目的とした活動をする者について同意を得ている者

助成措置

補助対象事業	事業内容
里山林整備事業	樹木を対象に、防災・景観・生態系等の保全・里山活用を目的とする里山整備
竹林整備事業	竹を対象に、防災・景観・生態系等の保全・里山活用を目的とする里山整備
附帯設備等整備事業	里山を構成する農地及び水辺並びに里山における付帯設備等の整備
里山利活用事業	里山における実地調査及びイベント、体験学習等に伴う諸活動

- ・「残す」里山から「生かす」里山へ
- ・既存の助成措置だけでなく、鏡川流域関係人口創出事業等、多様な主体による関わりを増やすことにも注力する

取組方針

## 里山保全の取組状況及び課題

【2条里山（里山保全地区を含めた高知市全域の里山）】  
鏡川流域関係人口創出事業等を活用し、里山の多様な機能を「生かす」取組を実施している。

- 1 鏡川流域関係人口創出事業の活用
  - (1) 概要：高知市内の民間企業に活動伴走支援業務を委託し、受託者は、関係人口が実施する企画等に対して経費等の支援を行うもの。
  - (2) 活用事例：「とさやま歩きを、もっと楽しく、健康的に」  
・土佐山平石地区の里山等を散策しながら、鏡川流域の自然環境及び移動手手段の課題について考えるもの。



地域住民と流域内外関係人口が共に里山を散策する様子

- 2 24時間テレビ環境保護活動支援事業の活用
  - (1) 概要：(株)高知放送との共催で、地域住民主体の環境保全活動を行うもの。
  - (2) 活用場所：土佐山桑尾、久礼野、春野町南ヶ丘

- 3 2条里山における課題
  - ・里山保全地区以外では、里山保全地区を対象とする助成措置（助成金・補助金）を活用できない。
  - ・鏡川流域外の里山では、鏡川流域関係人口創出事業を適用できない。
 ※ただし、同事業で培ったノウハウや人的ネットワーク等を応用し、2条里山の課題解決に活用している。

【6条里山（里山保全地区：秦山、葛島山、ノツゴ山）】  
助成金及び補助金は、条例制定当初の目的に適した手法であり、社会情勢が変化した現在でも一定の役割を果たしているため、現在も活用し、里山保全地区の維持に努めている。

- 1 令和7年度の助成措置活用状況
  - (1) 助成金：秦山、葛島山、ノツゴ山
  - (2) 補助金
    - ・里山林整備事業：秦山、葛島山、ノツゴ山
    - ・里山利活用事業：葛島山



葛島山での里山利活用事業活用の様子（プレーパーク）

- 2 助成措置に係る課題
  - (1) 助成金及び補助金
    - ・事務及び金銭的負担を感じている所有者等が多い。
    - ・市民からの要望指定型の里山保全地区でも、所有者等の里山保全活動意欲の喚起につなげていない事例がある。



ノツゴ山の里山林整備事業の様子

- (2) 里山保全地区指定
  - ・助成の条件となる里山保全地区指定に係る事務負担が大きい。
  - ・指定後約25年経過している地区もあり、里山保全を行う担い手の高齢化や不足が課題となっており、現在では、地区指定と地域主体の活動のみで十分な里山保全につながっているとは言えない。



「24時間テレビ環境保護活動支援事業」を活用した里山整備の様子

- 3 助成措置によらない里山保全の取組  
ノツゴ山において、24時間テレビ環境保護活動支援事業を活用した里山整備を実施。(株)高知放送の協力のもと、所有者等に事務及び金銭的負担をかけずに里山保全活動を行うことができた。

## 令和5年度里山保全審議会委員の主な意見

項目	意見の詳細(要約・抜粋したもの)
多様な主体者による里山保全	・手が届いた主体を伴走支援することはもちろん、彼らが里山に目を向け、それを活用すること。 ・里山保全の担い手に関して、地元企業と地域を結びつけていくことはできないか。
地権者への支援	・制度があってもそれを活用する人がいない段階に入りつつある今、里山保全地区については、「所有者＝保全活動者」ではない形を想定した制度設計への移行が必要ではないか。 ・管理は当然持ち主が行うべきだが、助成金を渡すだけではいけないと思う。その土地を誇りに自慢に思える、管理が億劫でない、何かメリットがある等の条件がないと、保全の継続が難しい
里山保全の担い手の確保	・定期的な管理を継続していきながら、次の一步を模索し続けていくこと。 ・今後は関係人口をいかに増加させるか、また、これまでの成功例をいかに発信するかが課題と言える。

## 今後の里山保全の取組内容

- 【2条里山への取組】
  - 1 関連事業等の活用
    - ・鏡川流域関係人口創出事業  
関係人口の関心を2条里山に結び付けることで、2条里山での事業実施の機会を増やす。
    - ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金  
地域住民や森林所有者等、3名以上で構成される活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援するもの。

- 2 景観形成区域（農村景観）の保全及び形成
  - ・令和4年度鏡川清流保全審議会での提案：2017鏡川清流保全基本計画における景観形成区域の指定について、新たに景観形成区域を指定するのではなく、高知市里山保全条例を活用した里山保全の取組を推進することで、目的の達成を目指す。
  - ・上記のうち、景観形成区域候補地の久礼野、坂口、領家については、鏡川流域に位置するため、鏡川流域関係人口創出事業を活用した保全手法も検討する。

- 3 里山保全の主体者との連携強化  
高知市内等で里山保全活動を行う主体者（地権者に限らない）との情報共有等により、里山保全の取組における協力体制を強化する。  
主体者の例

- ・高知市内各地で森林の伐採等を行う「こうち森林救援隊」
- ・中川をよくする会（高知市土佐山中川地区）
- ・土佐山七厘舎（高知市土佐山桑尾）
- ・久重地域連携協議会里山部会（高知市久礼野）



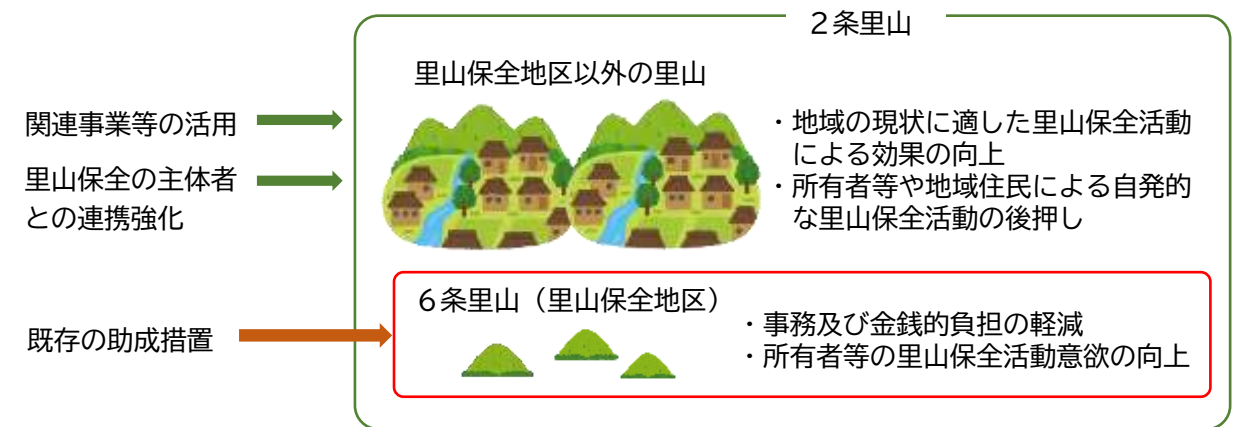
こうち森林救援隊



タケノコ食べて放置竹林解決プロジェクト

- 【6条里山への取組】
  - 1 助成措置の継続  
補助金については、里山林整備事業による環境整備と里山利活用事業による体験学習等を一連の流れで実施することが理想的である。
  - 2 所有者等の事務及び金銭的負担の軽減  
所有者の中には、里山を体験学習や憩いの場として活用したい思いはあるものの、金銭面の負担から里山利活用事業を申請できない者がいる。関連事業等の活用により、助成措置によらない里山保全の取組も検討する。

## 取組により得られる効果



里山保全地区への助成措置はもとより、里山保全地区以外においても、関連事業等の活用による里山保全活動を推進することで、里山を「残す」と「生かす」の両輪の取組が促進され、高知市全域の里山が条例の指針に示す目指すべき姿に近づいていく。